

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士「法規」試験問題
第三級海上無線通信士

20問 2時間30分

A - 1 電波法(第2条)に規定する「無線局」の定義について正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人及び無線設備の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 2 免許人、無線設備及び無線設備の操作又はその監督を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 3 無線設備及び無線従事者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 4 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 5 無線設備及び無線設備の管理を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A - 2 電波法(第5条)の規定に照らし、日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体には免許が与えられない無線局を下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信(以下「放送」という。)をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするもの、受信障害対策中継放送をするもの及び人工衛星の無線局(「人工衛星局」という。))であって、他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものを除く。)
- 2 実験無線局(科学又は技術の発達のための実験に専用する無線局をいう。)
- 3 アマチュア無線局(個人的な興味によって無線通信を行うために開設する無線局をいう。)
- 4 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局
- 5 電気通信業務を行うことを目的とする無線局の無線設備を搭載する人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に開設する無線局

A - 3 次の記述は、義務船舶局等の無線設備の条件について、電波法(第35条)及び電波法施行規則(第28条の4)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

義務船舶局等(義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。)の無線設備については、総務省令で定めるところにより、次に掲げる措置のうち一又は二の措置をとらなければならない。ただし、総務省令で定める無線設備については、この限りでない。

- (1) 予備設備を備えること。
 - (2) その船舶の□A□に定期的に点検を行い、並びに停泊港に整備のために必要な□B□を備えること。
 - (3) その船舶の□C□に行う整備のために必要な□B□を備え付けること。
- の規定により、義務船舶局等の無線設備についてとらなければならない措置は、次のとおりとする。
- (1) □D□であって、国際航海に従事するもの(A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものを除く。)の義務船舶局等の無線設備については、の(1)から(3)までの措置のうち二の措置
 - (2) (1)以外の義務船舶局等の無線設備については、の(1)から(3)までの措置のうち一の措置

	A	B	C	D
1	入港中	計器及び予備品	航行中	旅客船又は総トン数300トン以上の船舶
2	入港中	予備品	航行中	総トン数500トン以上の船舶
3	航行中	予備品	入港中	旅客船又は総トン数500トン以上の船舶
4	航行中	計器及び予備品	入港中	総トン数300トン以上の船舶

A - 4 次の記述は、無線設備の機器の検定について、電波法(第37条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

次に掲げる無線設備の機器は、その型式について、総務大臣が行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

- (1) 第31条(周波数測定装置の備付け)の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
- (2) 船舶安全法第2条(同法第29条ノ7の規定に基づく政令において準用する場合を含む。)の規定に基づく命令により船舶に備えなければならない □ A
- (3) 船舶に施設する □ B の無線設備の機器であって総務省令で定めるもの
- (4) 第33条(義務船舶局の無線設備の機器)の規定により備えなければならない無線設備の機器((3)に掲げるものを除く。)
- (5) 第34条(義務船舶局等の無線設備の条件)本文に規定する船舶地球局の無線設備の機器
- (6) □ C に施設する無線設備の機器であって総務省令で定めるもの

	A	B	C
1	無線方位測定器	救命用	航空局
2	無線方位測定器	航海用	航空機
3	レーダー	救命用	航空機
4	レーダー	航海用	航空局

A - 5 次の記述は、船舶局無線従事者証明の失効について、電波法(第48条の3)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

船舶局無線従事者証明は、当該船舶局無線従事者証明を受けた者がこれを受けた日以降において次のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- (1) 当該船舶局無線従事者証明に係る訓練の課程を修了した日から起算して □ A を経過する日までの間第39条(無線設備の操作)第1項本文の総務省令で定める義務船舶局等(義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。)の無線設備その他総務省令で定める無線局の無線設備の操作又はその監督の業務に従事せず、かつ、当該期間内に総務大臣が義務船舶局等の無線設備の操作又はその監督に関して行う船舶局無線従事者証明を受けている者に対する訓練の課程又は総務大臣がこれと同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しなかったとき。
- (2) 引き続き □ A 間(1)の業務に従事せず、かつ、当該期間内に(1)の訓練の課程を修了しなかったとき。
- (3) 第48条の2(船舶局無線従事者証明)第2項の無線従事者の資格を有する者でなくなったとき。
- (4) 第79条の2(船舶局無線従事者証明の効力の停止)第1項の規定により □ B とき。

	A	B
1	3年	船舶局無線従事者証明の効力を停止された
2	3年	船舶局無線従事者証明の効力を停止され、その停止の期間が3年を超えた
3	5年	船舶局無線従事者証明の効力を停止され、その停止の期間が5年を超えた
4	5年	船舶局無線従事者証明の効力を停止された

A - 6 電波法施行規則(第35条の2)の規定に照らし遭難通信責任者としての要件を満たさない無線従事者の資格を下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 第一級総合無線通信士
- 2 第二級総合無線通信士
- 3 第一級海上無線通信士
- 4 第二級海上無線通信士
- 5 第三級海上無線通信士

A - 7 次の記述は、無線局を運用する場合の空中線電力について、電波法(第54条)の規定に沿って述べたものである。
□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の定めるところによらなければならない。ただし、
□A□については、この限りでない。

- (1) 免許状に記載された□B□であること。
(2) 通信を行うため□C□であること。

A	B	C
1 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信	ものの範囲内	適正な値のもの
2 遭難通信、緊急通信又は安全通信	もの	適正な値のもの
3 遭難通信、緊急通信又は安全通信	ものの範囲内	必要最小のもの
4 遭難通信	もの	必要最小のもの
5 遭難通信	ものの範囲内	必要最小のもの

A - 8 次の記述は、義務船舶局等の無線設備の機能試験について、無線局運用規則(第5条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、□内
の同じ記号は、同じ字句とする。

義務船舶局の無線設備(デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。)は、□A□、□B□、その機能
を確かめておかなければならない。

電波法第35条(義務船舶局等の無線設備の条件)第1号の予備設備を備えている義務船舶局及び義務船舶局
のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局においては、□C□、総務大臣が別に告示する方法により、
その機能を確かめておかなければならない。

デジタル選択呼出専用受信機を備えている義務船舶局においては、□A□、当該受信機の試験機能を用いて、
その機能を確かめておかなければならない。

インマルサット高機能グループ呼出受信機(電波法施行規則第28条(義務船舶局の無線設備の機器)第5項に
規定するインマルサット船舶地球局の無線設備を含む。)を備えている義務船舶局においては、□A□、当該受
信機の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。

A	B	C
1 その船舶の航行中毎日1回以上	当該無線設備の試験機能を用いて	毎月1回以上
2 その船舶の航行中毎日1回以上	当該無線設備により通信連絡を行い	毎週1回以上
3 その船舶の航行中毎日1回以上	当該無線設備の試験機能を用いて	毎週1回以上
4 その船舶の航行中及び航行の準備中	当該無線設備により通信連絡を行い	毎週1回以上
5 その船舶の航行中及び航行の準備中	当該無線設備の試験機能を用いて	毎月1回以上

A - 9 無線局が無線電話の機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、無線局運用規則(第39条、第
18条及び別表第4号)の規定により電波を発射する前にどうしなければならないか。正しいものを下の1から5
までのうちから一つ選べ。

- 1 自局の発射しようとする電波の周波数に隣接する周波数において他の無線局が重要な通信を行っていないこ
とをあらかじめ確かめなければならない。
- 2 擬似空中線回路を使用して発射しようとする電波の質をあらかじめ確かめておかなければならない。
- 3 発射しようとする電波の周波数をあらかじめ測定しておかなければならない。
- 4 自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に
混信を与えないことを確かめなければならない。
- 5 発射しようとする電波の空中線電力が最適な値となるように送信機の出力をあらかじめ調整しておかなけれ
ばならない。

A - 10 次の記述は、遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除き、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信の呼出しについて、無線局運用規則(第58条の4)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

呼出しは、次に掲げる事項を送信するものとする。

- (1)

A

- (2)

B

- (3) 通報の種類
- (4)

C

- (5) 通報の型式
- (6) 通報の周波数等(必要がある場合に限る。)
- (7) 終了信号

A	B	C
1 呼出しの種類	自局の識別信号	相手局の識別表示
2 呼出しの種類	相手局の識別表示	自局の識別信号
3 自局の識別信号	呼出しの種類	相手局の識別表示
4 相手局の識別表示	呼出しの種類	自局の識別信号
5 相手局の識別表示	自局の識別信号	呼出しの種類

A - 11 船舶局又は船舶地球局における遭難警報又は遭難警報の中継の送信は、無線局運用規則(第71条)の規定によりどの者の命令がなければ行うことができないか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難通信責任者
- 2 船舶の責任者
- 3 船舶の運行者
- 4 主任無線従事者
- 5 船舶の所有者

A - 12 次の記述は、人命の安全に関する電気通信の優先順位について、国際電気通信連合憲章(第40条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

国際電気通信業務は、□A□における人命の安全に関するすべての電気通信並びに□B□に関する□C□に対し、絶対的優先順位を与えなければならない。

A	B	C
1 海上、陸上、空中及び宇宙空間	世界保健機関の伝染病	特別に緊急な電気通信
2 海上、陸上、空中及び宇宙空間	国際赤十字活動	すべての電気通信
3 異なる国相互間	世界保健機関の伝染病	すべての電気通信
4 異なる国相互間	国際赤十字活動	特別に緊急な電気通信

A - 13 次の記述は、虚偽の遭難信号等について、国際電気通信連合憲章(第47条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号□A□の伝送又は流布を防ぐために有用な措置をとること並びにこれらの信号を発射する□B□探知し及び識別するために協力することを約束する。

A	B
1 、安全信号又は識別信号	自国の管轄の下にある局を
2 、安全信号又は識別信号	いずれの国の管轄の下にある局をも
3 又は安全信号	自国の管轄の下にある局を
4 又は安全信号	いずれの国の管轄の下にある局をも

A - 14 次の記述は、無線通信要員について、海上における人命の安全のための国際条約(附属書第4章第16規則)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

船舶は、□Aが認めるところにより、遭難及び安全に関する無線通信について資格を有する要員を乗り組ませる。当該要員は、□Bに定める証明書を有し、場合に応じ、そのうち1人は、遭難した際、無線通信について□Cとして指名される。

	A	B	C
1	主管庁	自国の法令	全責任を有する者
2	主管庁	無線通信規則	第1の責任を有する者
3	国際海事機関	自国の法令	第1の責任を有する者
4	国際海事機関	無線通信規則	第1の責任を有する者
5	国際海事機関	自国の法令	全責任を有する者

A - 15 次に掲げる書類のうち、電波法(第60条)及び電波法施行規則(第38条)の規定に照らし、国際通信を行う船舶局に備え付けておかなければならない書類に該当しないものを1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線検査簿
- 2 無線業務日誌
- 3 電波法及びこれに基づく命令の集録
- 4 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約
- 5 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧

B - 1 次の記述は、海岸局又は船舶局の運用について述べたものである。電波法(第62条)及び無線局運用規則(第22条)の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき又はその船舶の責任者が必要と認めるときは、この限りでない。
- イ 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。
- ウ 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- エ 海岸局又は船舶局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。ただし、無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射については、この限りでない。
- オ 海岸局又は船舶局は、自局の既に行っている通信が他の無線局の呼出しにより混信を受け、当該他の無線局に対してその旨の通知をするに際しては、分で表す概略の待つべき時間を示すものとする。

B - 2 次に掲げるもののうち、緊急通信を行う場合の無線局の運用について電波法(第52条、第53条及び第66条)の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 免許状に記載された通信の相手方の範囲を超えて運用してはならない。
- イ 電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- ウ 識別信号は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- エ 免許状に記載された目的の範囲を超えて運用してはならない。
- オ 当該通信の実施中は、遭難信号を受信した場合においても、電波の発射を中止してはならない。

B - 3 次の記述は、遭難警報を受信した船舶局のとるべき措置について、無線局運用規則(第81条の5)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報を受信したときは、直ちにこれを「ア」に通知しなければならない。

船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して「イ」の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、「ウ」を適当な海岸局に通報しなければならない。

船舶局は、の遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によって海岸局と通信を行うことができない海域にあるとき以外のとき、又は当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるとき以外のときは、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行わなければならない。

船舶局は、の規定により聴守を行った場合であって、その聴守において、当該遭難警報に対して他のいずれの無線局の応答も認められないときは、これを適当な海岸局に通報し、かつ、当該遭難警報に対する「エ」の応答があるまで引き続き聴守を行わなければならない。

船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して「オ」の周波数の電波により送信された遭難警報を受信したときは、これに応答してはならない。この場合において、当該船舶局は、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行わなければならない。

- | | | | | |
|-----------|--------------------|----------|----------|-------|
| 1 遭難通信責任者 | 2 その船舶の責任者 | 3 短波帯以外 | 4 中短波帯以外 | 5 短波帯 |
| 6 中短波帯 | 7 これに応答し、かつ、当該遭難警報 | 8 当該遭難警報 | 9 他の無線局 | |
| 10 海岸局 | | | | |

B - 4 次の記述は、安全通報について、無線局運用規則(第94条の2)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

デジタル選択呼出装置を施設している海岸局又は船舶局が安全通報を送信しようとするときは、当該装置を使用して「ア」を行うものとする。

「ア」は、電波法施行規則第36条の2(遭難通信等)第3項第1号に定める方法により行うものとする。

の規定により「ア」を行った無線局は、これに引き続いて、次に掲げる「イ」を前置して安全通報を送信するものとする。

(1) 狭帯域直接印刷電信装置による場合にあつては、「ウ」

(2) 無線電話による場合にあつては、「エ」又は「警報」の3回の反復

狭帯域直接印刷電信装置により安全通報を送信するときは、の(1)の「イ」の次に「オ」を前置しなければならない。

- | | | | | |
|------------|--------|-----------|---------|----------|
| 1 SECURITE | 2 安全信号 | 3 PAN PAN | 4 セキュリテ | 5 通報の種類 |
| 6 安全通報の告知 | 7 警急信号 | 8 自局の識別表示 | 9 パン パン | 10 安全呼出し |

B - 5 次の記述は、無線局の廃止等について、電波法(第22条から第24条まで、第78条、第113条及び第116条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

免許人(包括免許人を除く。)は、その無線局を「ア」ときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

免許人(包括免許人を除く。)が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。

免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、「イ」以内にその免許状を返納しなければならない。

無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく「ウ」を撤去しなければならない。

の規定に違反して届出をしない者及びの規定に違反して免許状を返納しない者は、「エ」に処する。

の規定に違反したものは、「オ」に処する。

- | | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------|-------|--------|
| 1 廃止する | 2 廃止した | 3 1箇月 | 4 1週間 | 5 空中線 | 6 送信装置 |
| 7 30万円以下の過料 | 8 30万円以下の罰金 | 9 50万円以下の罰金 | | | |
| 10 6月以下の懲役 | | | | | |